

# 令和8年4月1日から RSウイルス(母子免疫ワクチン)の定期接種が始まります

## RSウイルス感染症とは

RSウイルス感染症は、RSウイルスに感染することによって起きる呼吸器の感染症です。

生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が、少なくとも1度はRSウイルスに感染するとされています。症状は、発熱、鼻水、咳などの軽い風邪症状から重い肺炎まで様々ですが、特に生後6か月以内に感染した場合には、重症化することがあります。

## 母子免疫ワクチンについて

妊婦さんが接種することで、お母さんの身体の中で作られた抗体が胎盤を通じて赤ちゃんに移行し、生後数か月間の赤ちゃんのRSウイルス感染を予防するワクチンです。

## 定期接種について

\*令和8年4月1日開始\* ※令和8年3月31日までの接種は任意接種となり、全額自己負担になります。

定期接種の対象者	接種日当日に岡谷市に住民登録のある <b>妊娠28週0日から36週6日</b> の妊婦の方 ※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないため、 妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください ※過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)を接種したことがある方も対象です。
接種ワクチン	組換えRSウイルス「アブリスボ®」 ※組換えRSウイルスワクチンのうち、アレックスビー®は母子免疫ワクチンとして用いることはできません
接種回数(接種方法)	妊娠ごとに1回(筋肉内に接種)
接種費用	無料
持ち物	予診票、マイナ保険証等、母子健康手帳

## 接種方法

※市内実施医療機関については令和8年4月1日以降岡谷市ホームページに公開予定です。

### ○長野県内で接種する場合

「長野県予防接種相互乗り入れ制度」に基づき、制度に参加している県内の医療機関で接種が可能です。

岡谷市の予診票はそのまま使えます。

### ○里帰り出産等の理由で、長野県外で接種する場合

県外の医療機関等で予防接種を受ける場合、申請により費用を助成します。

接種前に健康推進課にご連絡のうえ、**必ず接種前に申請してください。**

ご不明な点は健康推進課までお問い合わせください。



## 予防接種健康被害救済制度について

予防接種による健康被害は極めてまれではあるもののなくすことはできないことから、国による救済制度が設けられています。定期の予防接種により健康被害が生じた場合にその健康被害が接種を受けたものによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済制度が受けられます。

接種を受けたご本人及び出生した児が対象となります。申請に必要な手続きは、住民票のある市町村が窓口となりますので健康推進課までご相談ください。(接種を受けた時点で岡谷市に住民登録のある方が対象です。)

【お問い合わせ】〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

岡谷市役所 健康福祉部 健康推進課 保健予防担当

TEL 23-4811(内線1182)

FAX 23-4825

E-mail kenkou@city.okaya.lg.jp